

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月29日(月) 午後1時25分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	巴	敏	博
委員	1番	川	瀬	保子
	4番	小	林	正弘
	5番	嶋	田	治仁
	6番	乃	村	浩継
	7番	松	田	耕治
	8番	五	島	栄一
	9番	上	野	安男
	10番	細	川	幹生

4. 欠席委員(2名)

	2番	安	部	仁
	3番	青	山	秀樹

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第1号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第2号 河川敷地占有権の譲渡について
第6	議案第1号 賃貸借の合意による解約について
第7	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	迫	田	久
係長	榎	智	広
行政専門員	藤	原	勝美

7. 会議の概要

事務局長： 定刻より少し早いですが、ただ今から令和6年第1回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： みなさんこんにちは。本年初めての第1回農業委員会総会におきまして、出席下さいましてありがとうございます。

早いもので、あっという間に1カ月が過ぎたという感じですが、元旦早々に能登半島地震があり大変な被害が出て、住んでいる皆さんにとって大変な正月になってしまったと思います。心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興を願っているところです。我々農業委員も今年、農業経営基盤強化促進法等の一部改正によりまして地域計画の目標地図の作成にあたり、農地バンク事業での賃貸・売買となり、農地法第3条のほうも使いづらくなると聞いております。そのため、委員の皆さんも大変ご苦労されるかと思いますが、一丸となってやっていきたいと思っておりますので、今年1年よろしくお願いいたします。また、1年通して良い出来秋になることを願って挨拶いたします。それでは今日の総会を始めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長： ただいまの出席委員は、9名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に5番 嶋田委員、6番 乃村委員を指名します。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

議長： 日程第4 報告第1号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第1号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告いたします。

番号1-1

あっせん委員 巴委員・乃村委員

あっせん日 令和6年1月19日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

農地の所在 共和 ●●番●外 合計2筆 地目 畑

合計面積 24, 595㎡

売買価格 ●●円 10a当り ●●円です。

番号1-2

あっせん委員 巴委員・細川委員・川瀬委員

あっせん日 令和6年1月19日 1回 内容 売買

農地の内訳

譲渡人 ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

農地の所在 美都 ●●番●外 合計3筆 地目 畑

合計面積 15, 955㎡

売買価格 ●●円 10a当り ●●円です。

農地の場所は次のページの航空写真に記載しておりますので、ご確認下さい。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第1号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第1号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第5 報告第2号「河川敷地占用権の譲渡について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 報告第2号「河川敷地占用権の譲渡について」報告いたします。

番号1

譲渡人 ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

河川名 網走川水系小沼沢川

所在 活汲 ●●番● 地先

占用目的 採草放牧地

面積 1,611.72㎡

許可所官庁名 北海道知事（オホーツク総合振興局網走建設管理部）

該当地は次頁に添付しております。報告は以上です。

議長： 報告終わりました。報告第2号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。ありませんか。

【ありませんの声】

議長： 質問等が無いようですので、報告第2号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 続きまして日程第6 議案第1号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第1号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。賃貸借による合意解約です。

番号1

賃貸人 ●● ●● ●●

賃借人 ●● ●● ●●

土地の所在 最上 ●●番●外 合計3筆 地目 畑

合計面積 28,068㎡の内 27,000㎡ 種類 貸借権

内容 普通畑

始期 令和4年12月1日 終期 令和7年11月30日

全契約地 27,000㎡

合意が成立した日 令和5年12月8日

次頁に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。
議案第1号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第1号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 続きまして、日程第7 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。所有権の移転です。

所有権

番号1

譲渡人 ●● ●● ●● ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

土地の所在 岩富 ●●番●外 合計4筆

公簿地目 宅地、畑 現況地目 畑

面積 46,058.01㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和6年1月30日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 674,776.79㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため

譲受人 農地の経営規模拡大、効率化のため

番号2

譲渡人 ●● ●● ●●

譲受人 ●● ●● ●●

土地の所在 共和 ●●番●外 合計9筆

公簿地目 畑、原野、雑種地 現況地目 畑

面積 20,878㎡ 利用状況 普通畑 契約種類 売買

土地引渡し時期 令和6年1月30日 価格 ●●円

10a ●●円 移転後経営面積 490,022㎡

申請理由 譲渡人 農地の有効活用のため

譲受人 農地の経営規模拡大、効率化のため

賃借権

番号3

貸主 ●● ●● ●●

借主 ●● ●● ●●

土地の所在 岩富 ●●番●外 合計8筆

公簿地目 畑、雑種地 現況地目 畑

面積 93,583㎡の内 76,522㎡ 利用状況 普通畑

契約種類 賃借権

始期 令和6年1月30日 終期 令和17年11月30日

借賃 ●●円 10a ●●円

認定後事業面積 282,778㎡

申請理由 貸主 離農のため

借主 農地の経営規模拡大、効率化のため

番号4

貸主 ●● ●● ●●

借主 ●● ●● ●●

土地の所在 活汲 ●●番●外 合計5筆

公簿地目 畑、雑種地 現況地目 畑

面積 81,401㎡の内 50,838㎡ 利用状況 普通畑

契約種類 賃借権

始期 令和6年1月30日 終期 令和17年11月30日

借賃 ●●円 10a ●●円

認定後事業面積 207,459㎡

申請理由 貸主 離農のため

借主 農地の経営規模拡大、効率化のため

番号5

貸主 ●● ●● ●●

借主 ●● ●● ●●

土地の所在 共和 ●●番

公簿地目 畑 現況地目 畑

面積 14,811m² 利用状況 普通畑 契約種類 賃借権

始期 令和6年1月30日 終期 令和10年11月30日

借賃 ●●円 10a ●●円

認定後事業面積 1,064,390m²

申請理由 貸主 農地の有効活用のため

借主 農地の経営規模拡大、効率化のため

次頁以降に農地法第3条に係る調査書、該当地の写真で添付しております。
ご確認ください。説明は以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第2号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第2号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第2号については原案のとおり可決することに
決定いたします。

議 長： 続きまして日程第8 議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」
を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

所有権移転

番号1

移転をする者 ●● ●● ●●

移転を受ける者 ●● ●● ●●

所有権移転する土地 所在 沼沢 ●●番●外 合計4筆 地目 畑

合計面積 75,108㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑
移転時期 令和6年1月30日
対価 ●●円 10a当り ●●円
当事者間の法律関係 売買 となっております。

番号2

移転をする者 ●● ●● ●●
移転を受ける者 ●● ●● ●●
所有権移転する土地 所在 共和 ●●番●外 合計2筆 地目 畑
合計面積 24,595㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑
移転時期 令和6年1月30日
対価 ●●円 10a当り ●●円
当事者間の法律関係 売買 となっております。

番号3

移転をする者 ●● ●● ●●
移転を受ける者 ●● ●● ●●
所有権移転する土地 所在 美都 ●●番●外 合計3筆 地目 畑
合計面積 15,955㎡ 移転種類 所有権 内容 普通畑
移転時期 令和6年1月30日
対価 ●●円 10a当り ●●円
当事者間の法律関係 売買 となっております。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。
以上です。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第3号のうち、1番と3番を先議します。議案第3号のうち、1番と3番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。
これより議案第3号のうち、1番と3番について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第3号のうち、1番と3番は原案のとおり可決

することに決定いたします。

次に、議案第3号のうち2番について質疑を行います。本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員が議事の参与に制限するため、退席をお願いします。

【●●委員退席後】

議長： それでは、議案第3号のうち2番について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。

これより議案第3号のうち2番について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第3号のうち2番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席後】

(終了 13時50分)

※協議事項→協議内容別紙記載

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 14時 20分)